

市（町・村）税条例（例）等の一部を改正する条例（例）

（市（町・村）税条例（例）の一部改正）

第一条 市（町・村）税条例（例）（昭和二十九年自乙市発第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第一項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第七条の三の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

（市（町・村）税条例（例）等の一部を改正する条例（例）の一部改正）

第二条 市（町・村）税条例（例）等の一部を改正する条例（例）（平成二十八年総税市第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市（町・村）税条例（例）の一部改正）」を付し、同条のうち、市（町・村）税条例（例）第十八条の三の改正規定を削り、同条例（例）第十九条の改正規定中「（）」、第五十三条の七、第六十七条の下に「、第八十一条の六第一項」を加え、「を削り、同

条第二号及び第三号の改正規定中「、「第九十八条第一項」を「第八十一条の六第一項の申告書、第九十八条第一項」に改め」を削り、同条例（例）第三十四条の四及び第八十条の改正規定、同条例（例）第八十条の二を削る改正規定、同条例（例）第八十一条の改正規定、同条の次に七条を加える改正規定、同条例（例）第八十二条、第八十三条及び第八十五条から第九十一条までの改正規定並びに同条例（例）附則第十五条の次に五条を加える改正規定を削り、同条例（例）附則第十六条の改正規定を次のように改める。

附則第十六条第一項中「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第八十二条第二号イの項中「第八十二条第二号イ」を「第二号イ」に改め、同条第二項中「規定する」を「掲げる」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第八十二条第二号イの項中「第八十二条第二号イ」を「第二号イ」に改め、同条第三項中「規定する」を「掲げる」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を

加え、同項の表第八十二条第二号イの項中「第八十二条第二号イ」を「第二号イ」に改め、同条第四項中「規定する」を「掲げる」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第八十二条第二号イの項中「第八十二条第二号イ」を「第二号イ」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 市（町・村）税条例（例）の一部を次のように改正する。

第十八条の三中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第十九条中「」、第五十三条の七、第六十七条の下に「、第八十一条の六第一項」を加え、同条第二号及び第三号中「第九十八条第一項」を「第八十一条の六第一項の申告書、第九十八条第一項」に改める。

第三十四条の四中「百分の」を「百分の」に改める。

第八十条第一項及び第二項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第四百四十三条第二項に規定する者を含まないものとする。

第八十条第三項中「第四百四十三条第一項」を「第四百四十五条第一項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第一項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第八十条の二を削る。

第八十一条を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第八十一条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽

自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第四百四十四条第三項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。

）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第八十一条の次に次の七条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第八十一条の二 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

一 救急用のもの

二

（環境性能割の課税標準）

第八十一条の三 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第十五条の十に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第八十一条の四 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

一 法第四百五十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるも

の 百分の一

二 法第四百五十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものの 百分の二

三 法第四百五十一条第三項の規定の適用を受けるもの 百分の三

（環境性能割の徴収の方法）

第八十一条の五 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第八十一条の六 環境性能割の納税義務者は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる三輪以上の軽自動車
の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の四様式による申告書を市
（町・村）長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第四百五十四条第一項各
号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の四様式による報告
書を市（町・村）長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第八十一条の七 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市（町・村）長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

（環境性能割の減免）

第八十一条の八 市（町・村）長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第九十条第一項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第八十二条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号

に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め

「二輪のもの（側車付のものを含む。）

年額 三千六百円

三輪のもの

年額 三千九百円

四輪以上のもの

乗用のもの

、同条第二号イ中

営業用

年額 六千九百円 を

自家用

年額 一万八百円

貨物用のもの

営業用

年額 三千八百円

自家用

年額 五千円」

「(1) 二輪のもの（側車付のものを含む。）

年額 三千六百円

(2) 三輪のもの

年額 三千九百円

(3) 四輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用

年額 六千九百円 に改め、同号口中

自家用

年額 一万八百円

(ii) 貨物用のもの

営業用

年額 三千八百円

自家用

年額 五千円」

「農耕作業用のもの」

年額 円 (1) 農耕作業

その他のもの

年額
円
(2) その他の

用のもの

年額 円

もの

年額 円

第八十三条（見出しを含む。）及び第八十五条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

– 10 –

第八十六条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に、「はらなければ」を「貼らなければ」に改め、同条ただし書中「ことによつて」を「ことにより」に改める。

第八十七条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第三十三号の四様式」を「第三十三号の四の二様式」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十三号の四様式」を「第三十三号の四の二様式」に改め、同条第四項中「第八十条第二項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十八条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第八十条第二項」を「第八十一条第一項」に改める。

第八十九条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の下に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第二項及び第三項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第九十条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「掲げる軽自動車等」の下に

「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第一号中「のうち、市（町・村）長が必要と認めるもの」を削り、同条第二項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第九十一条第二項各号」を「前条第二項各号」に改め、同条第四項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第九十一条第二項中「第四百四十三条」を「第四百四十五条」に、「第八十条の二」を「第八十一条の二」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第七項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第十五条の次に次の五条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第十五条の二 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第一章第二節の規定にかかわらず、道（府・県）が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第十五条の三 市（町・村）長は、当分の間、第八十一条の八の規定にかかわらず、道（府・県）知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市（町・村）長が定める三輪以上の

軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第十五条の四 第八十一条の六の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市（町・村）長」とあるのは、「道（府・県）知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第十五条の五 市（町・村）は、道（府・県）が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第二十九条の十六第一項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として道（府・県）に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第十五条の六 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第八十一条の四の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
-----	------	--------

第二号	百分の二	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第八十一条の四（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

附則第十六条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による」を「最初の法第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3)(i)	六千九百円	八千二百円
	一万八百円	一万二千九百円
第二号イ(3)(ii)	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

附則第十六条第二項から第四項までを削る。

附則第一条第一号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例（例）第四十三条」を「第四十三条」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第一条中市（町・村）税条例（例）附則第十六条の改正規定及び附則第三条の二の規定 平成二十九年四月一日

附則第一条に次の一号を加える。

四 第一条の二及び第二条の規定並びに第三条中市（町・村）税条例（例）等の一部を改正する条例（例）（平成二十七年総税市第二十三号）附則第六条第七項の表第十九条第三号の項の改正規定（「第九十八条第一項」を「第八十一条の六第一項の申告書、第九十八条第一項」に改める部分に限る。）

並びに附則第二条の二及び第四条の規定 平成三十一年十月一日

附則第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市（町・村）民税に関する経過措置）」を付し、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 第一条の二の規定による改正後の市（町・村）税条例（例）（附則第四条において「三十一年新条例」という。）第三十四条の四の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始

する事業年度分の法人の市（町・村） 民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市（町・村） 民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市（町・村） 民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市（町・村） 民税については、なお従前の例による。

附則第四条の見出しを削り、同条第一項中「新条例」を「三十一年新条例」に、「附則第一条第二号」を「附則第一条第四号」に改め、同条第二項中「新条例」を「三十一年新条例」に、「平成二十九年」を「平成三十二年」に、「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改め、第三条の次に次の見出し及び一条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条の二 新条例附則第十六条の規定は、平成二十九年の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例（例）は、公布の日から施行する。ただし、第一条中市（町・村）税条例（例）第三十六条の二第一項ただし書の改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号）の施行の日から施行する。